

(水道本管工事希望業者用)

## 令和3年度水道本管工事施工能力審査申請書提出要領

八戸圏域水道企業団が発注する水道本管工事（建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する水道施設工事のうち導水管、送水管又は配水管を布設する工事その他付帯の工事をいう。以下同じ。）に係る水道本管工事施工能力審査申請を次のとおり受付します。

- 1 受付期間 令和3年2月1日（月）から令和3年2月26日（金）まで  
（土曜日、日曜日、祝日を除く。）
- 2 受付時間 午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで
- 3 提出方法 持参又は郵送による提出とします。（受付期間末日消印有効）
  - ・申請書類の受領書の交付を希望する場合は、宛名を記載した返信用封筒（84円切手貼付）を同封してください。
  - ・申請書及び添付書類に不備がある場合は、受領できないのでご注意ください。
- 4 有効期間 令和3年6月1日から令和4年5月31日まで（1年間）
- 5 申請者の要件  
水道本管工事に係る資格審査及び施工能力審査を受けようとする方は、次のいずれかに該当する場合は、審査を受けることができません。
  - (1) 当企業団の令和2・3年度建設工事競争入札参加資格審査申請書を受理されていない者
  - (2) 当企業団の建設工事競争入札参加資格審査申請書において、水道施設工事を希望していない者
  - (3) 八戸市・おいらせ町・六戸町、三戸郡の各町村いずれかに本店を有していない者
  - (4) 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書で水道施設の完成工事高を有していない者
  - (5) 必要な資格者（給水装置工事主任技術者・給水装置工事配管技能者・配水管技能者[耐震継手以上]）をそれぞれ1名以上常時雇用していない者
- 6 提出書類  
申請書類の様式は、当企業団ホームページよりダウンロードしてご利用ください。
  - (1) 水道本管工事施工能力審査申請書及び有資格者一覧表・・・八戸圏域水道企業団独自様式
  - (2) 有資格確認のため、免許または技能修了証等の写しを提出してください。特に有効期限が記されているものについては必ず提出してください。
  - (3) 有資格者の常時雇用を証明する書類  
（例：健康保険証の写し、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写し等）  
※健康保険証の写しを添付する場合は、被保険者等記号・番号、保険者番号をマスキング（黒塗り）してください。
- 7 提出書類に関する注意事項
  - (1) 申請書類は、A4に統一し、A4Sファイルに綴って提出してください。

- (2) ファイルの表紙及び背表紙にはタイトル「水道本管工事審査申請書」と社名を記入してください。  
(分別・リサイクルのためテプラテープは使用せず印刷又は手書きでお願いします。)

8 その他

- (1) 令和2年度に水道本管工事に登録されていた業者には、1月中に有資格者一覧の参考となるデータを登録しているメールアドレスに送信しますので、確認の上申請をお願いします。

9 提出先・問い合わせ先

八戸圏域水道企業団管財出納課管財契約グループ

所在地 〒039-1112 八戸市南白山台一丁目11-1

TEL 0178-70-7082